

千歳市空港開港 100 年記念展示コーナー設置業務委託仕様書

1 業務名

千歳市空港開港 100 年記念展示コーナー設置業務

2 業務目的

令和 8 年に迎える「空港開港 100 年」を契機として、先人の偉業を顕彰し、その歴史を後世へと継承するとともに、市民の郷土愛（シビックプライド）の醸成を図るため、本庁舎市民ホール棟玄関付近に記念展示コーナーを設置する。

また、空港開港 100 年を象徴する「北海」第 1 号のミニチュア模型の展示・制作を行い、来庁者に対して「空のまち千歳」の歩みと魅力を効果的に発信することを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

4 設置場所

千歳市役所本庁舎市民ホール棟玄関付近（壁面等）

※ 詳細な箇所及び範囲については、別紙図面を参照すること。

別紙写真内、赤枠の壁面は必須とするが、階段、天井及び床面への装飾は任意とする（窓ガラス、自動ドアへの装飾は不可とする。）。

5 展示テーマ

デザインについては、以下のテーマを包括し、恒久的な展示に耐えうる意匠及び品質を確保すること。

- (1) 空港や空港と共に発展してきたまちの歴史を普及・啓発するとともに、空港の原点となった先人の偉業を地域の誇りとしてたたえ、顕彰する。
- (2) 次世代の子どもたちが、空港・航空に興味関心を持ち、郷土愛を育み、「空港があることの誇り」を後世へと伝える。

6 業務内容

本業務は、展示コーナーの企画、デザイン、展示物の制作及び施工等の一切とする。

(1) 市民ホール棟玄関付近の展示物の制作等

ア 意匠・調和

展示内容は、市と協議の上デザイン等を作成するとともに、既存の庁舎内装飾と一体性・調和に十分配慮すること。

イ ユニバーサルデザイン

市民及び来庁者の興味関心を喚起する高い訴求力を持ち、かつ視認性に優れた配色・レイアウト（ユニバーサルデザインカラー等）を採用すること。

ウ 安全対策

壁面等へ設置する展示物は、建物躯体へ適切な固定（アンカーボルト施工等）を行い、地震や接触による転倒・脱落を防止する万全の措置を講ずること。

なお、施工に当たっては、庁舎管理担当部署等と事前に協議を行い、建物構造に与える影響を最小限に留めること。

エ バリアフリー配慮

不特定多数の来庁者が通行する場所であることを鑑み、設置物の角面は鋭利とにならないよう加工を施すこと。

また、階段の有効幅員、手すりの利用、点字ブロックの機能を阻害しないよう配置・形状に十分留意すること。

オ 品質・保守

恒久的な展示に耐えうる耐久性の高い素材を選定すること。

また、日常の清掃が容易であり、経年劣化が目立ちにくい仕様とすること。

カ 既存物の処理

設置場所にある既存の展示物品の撤去、移設または廃棄（処分費含む）を行うこと。

※ 詳細については、別紙1のとおり。

キ 市が提供するプレートの設置

市が別途提供する「着陸場記念碑プレート（A1サイズ程度の金属製）」の展示場所を確保し、本コーナーと一体感のある形で設置すること。

ク 誘導サイン

(ア) 本庁舎市民ホール棟玄関付近に第2庁舎1階各課へ誘導する案内板等（移動式）の設置をすること。

(イ) 第2庁舎入口及び本庁舎西口から展示コーナーまで、来庁者を円滑に誘導するためのサイン（壁面または床面等）を計画し、市に提案する。

※ (イ) については、計画の提案のみとし施工は含まない。

ケ その他

その他、発注者の指示に基づく物品の掲示

(2) 「北海」第1号のミニチュア模型の制作（1m四方程度）

ア 再現性

市が提供する図面を基に、当時の機体を忠実に再現すること。

イ 配色協議

模型の配色については、当時の資料等に基づきカラーサンプル等を作成し、市の承認を得ること。

ウ 展示ケース・台座

鑑賞用のガラスケース（または同等の透明度・強度を持つアクリルケース等）及び展示用台座を含めること。

また、目安として、展示ケース等は別紙2の寸法を参考とすること。

エ 展示場所は、市と協議のうえ決定すること。

7 成果品

- (1) 展示コーナー及び展示物一式（模型、台座、ケース等含む）
- (2) 完成写真データ（各角度からの全景及び近接写真）
- (3) 企画・デザイン図書一式（電子データを含む）

(4) 業務完了報告書

8 留意事項

(1) 費用負担

制作・設置等、業務履行に関する一切の費用は受託事業者が負担すること。

(2) 承認手続き

デザイン及び施工計画については、着手前に完成イメージ（パース等）を提出し、市の承認を受けること。

(3) 権利の帰属

ア 本業務において制作された成果物（デザイン、コンテンツ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利）は、納品をもって市に無償で譲渡されるものとする。

イ 受託者は、成果物について著作者人格権（同法第 18 条から第 20 条）を行使しないものとする。

ウ 市及び市が指定する者は、二次利用（WEB、印刷物、デジタルサイネージ等）を無償で行えるものとする。

(4) 権利処理

制作に当たり第三者の写真・情報等の著作物を使用する場合は、受託者の責任と費用負担において必要な許諾手続きを完了させること。

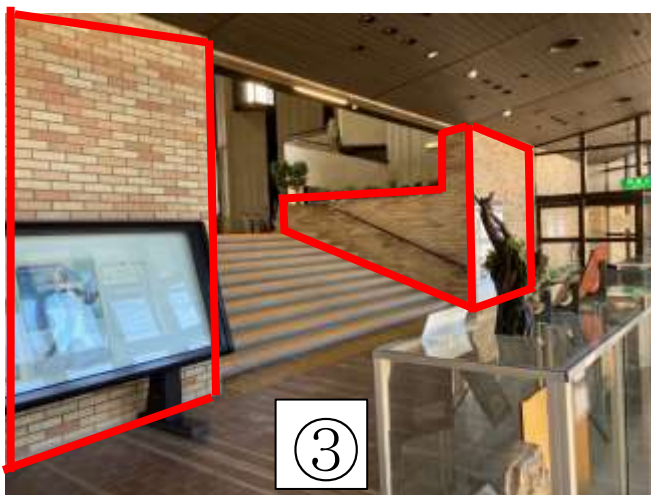
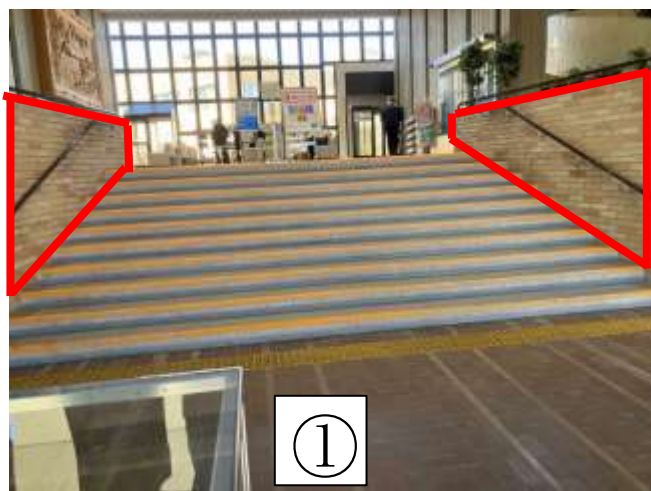
第三者との間に著作権侵害等の紛争が生じた場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。

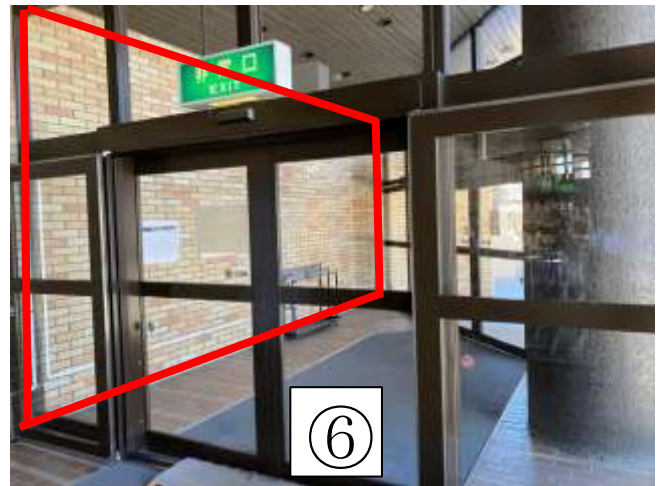
(5) 疑義等の協議

本仕様書に定めのない事項、または業務遂行上疑義が生じた場合は、市と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。

千歳市空港開港 100 年記念歴史展示コーナー設置業務

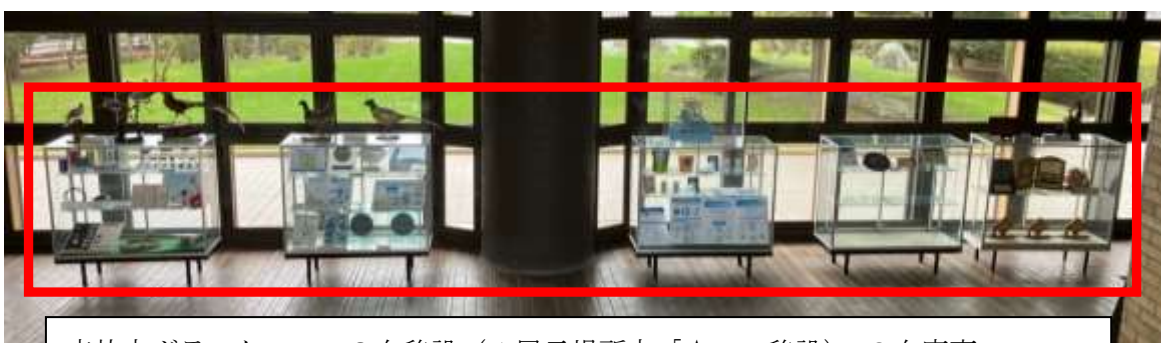
1 展示場所：千歳市役所本庁舎市民ホール棟玄関付近（風除室含む） ※ 赤枠内が対象箇所





階段、天井及び床面への装飾は任意

2 撤去、移設または廃棄を行う物品

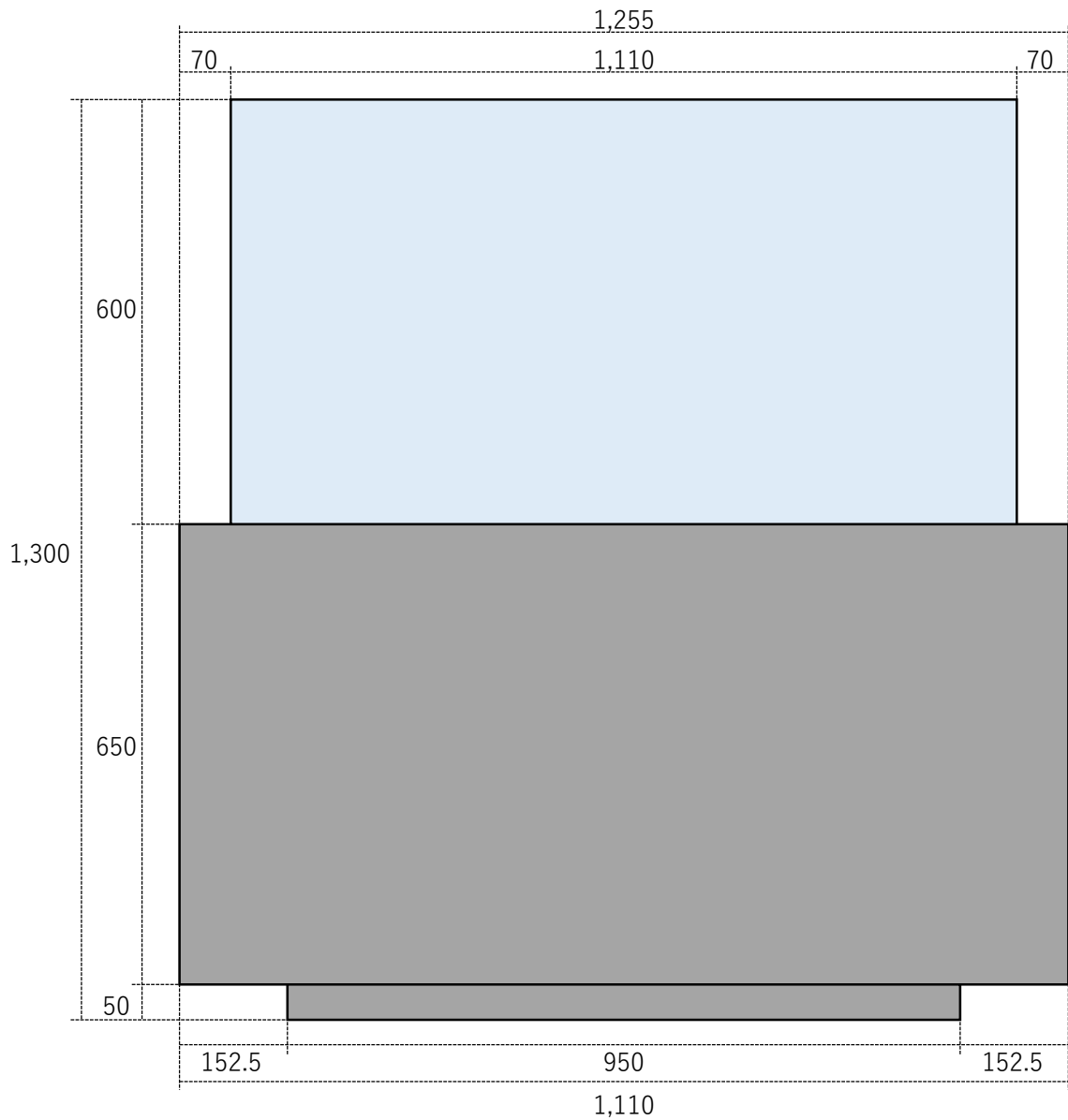


赤枠内ガラスケース：3台移設（1展示場所内「★」へ移設）、2台廃棄

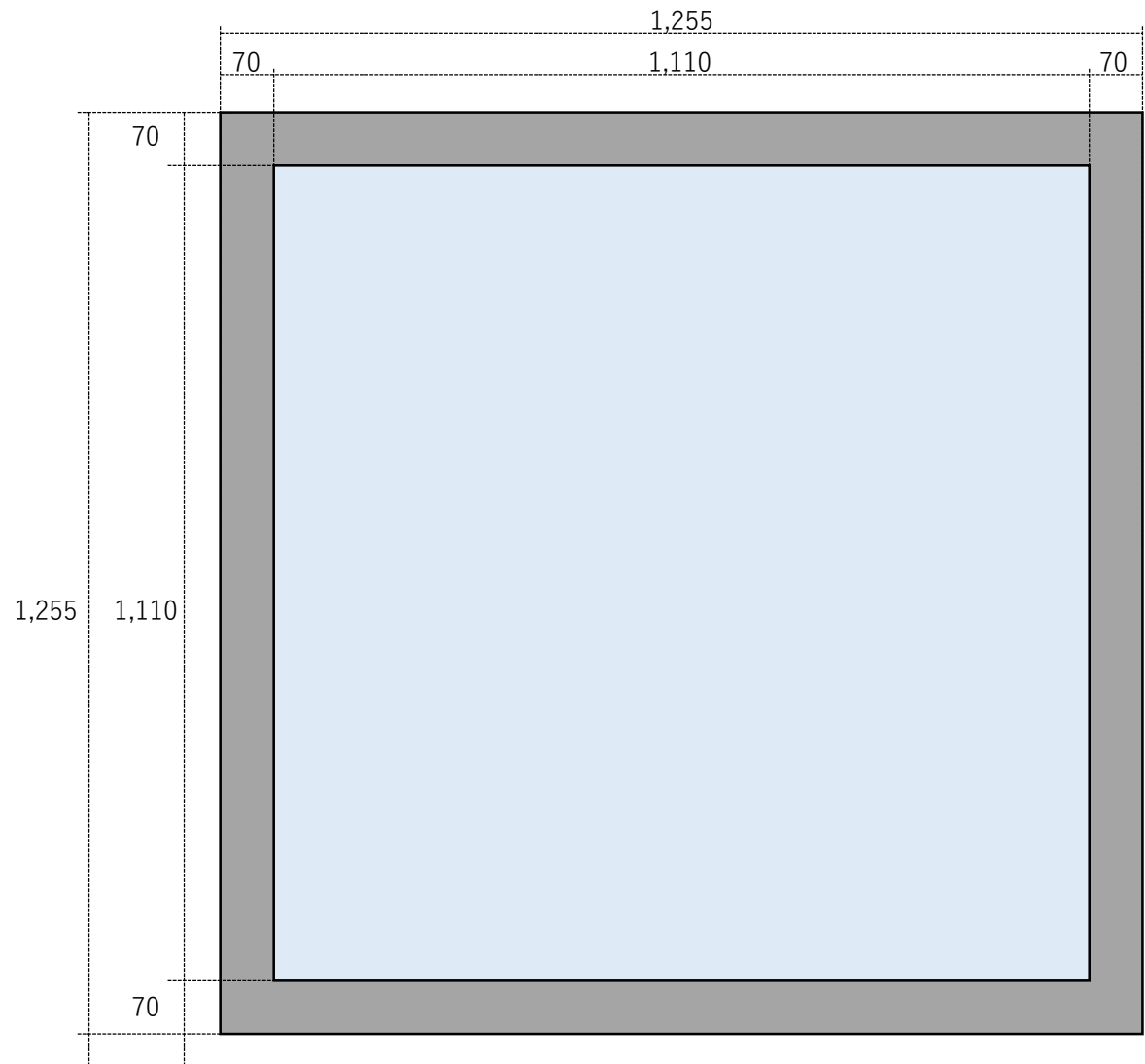


廃棄物

前・横



上



現地写真

